

## ～議会文書質問通告書と回答について～

(質問・回答はその時点のものであり、現在の状況と異なります。)

令和6年1月11日、野口 穂議員から那賀町理事者あてに、那賀町議会基本条例第16条による文書質問通告書が提出され、同月23日回答がありました。

質問内容と回答は次のとおりです。

質問事項	質問要旨
相生地区の地籍調査実施状況	雄7地区(中津)は測量から送込みまで約6年を要しており、相生地区の地籍調査は調査開始から送込みまで長い年月と思われる。また、雄1区の圃場整備地の送込みが終わったのか、雄4区の送込み準備はどうなっているか等、相生地区の地籍調査工程に疑問があるので、相生地区の地籍調査開始年度、地区名、県・町の検査年月日及び送込み年月日について、平成22年以降分を求める。

回答内容							
No	調査開始年度	地区名	検査年月日※1		認証年月日	送込年月日	備考※2
			町	県			
1	H22	雄1	H24.2.20	H24.3.23	H25.2.4	H28.10.13	○
2	H23	雄2	H25.2.15	H25.3.26	H26.2.3	H28.4.28	
3	H23	延野4	H24.12.25	H25.3.26	H26.2.3	H27.9.10	
4	H24	雄3	H26.2.13	H26.3.18	H27.2.27	H28.1.25	
5	H25	延野5	H26.12.18	H27.1.27	H27.12.1	H31.1.8	○
6	H25	雄4	H26.12.18	H27.1.27	H27.12.1		○
7	H25	雄5	H26.12.18	H27.1.27	H27.11.18	H29.4.26	
8	H26	雄6	H28.2.19	H28.2.24	H28.12.8	H30.7.20	○
9	H26	竹ヶ谷1	H27.12.24	H28.2.24	H28.12.8	R1.9.27	
10	H27	竹ヶ谷2	H29.2.28	H29.3.14	H30.2.21	R2.5.26	
11	H27	延野6	H30.2.26	H30.3.14	R1.10.28	R2.8.27	
12	H27	竹ヶ谷3	R2.3.3	R2.3.17	R4.3.3	R4.5.31	
13	H28	築ノ上1	H30.2.26	H30.3.14	R1.10.28	R3.1.7	○
14	H29	雄7	R3.3.16	R3.3.23	R5.2.6		
15	H30	鉢	R5.3.10	R5.3.22			
16	R1	築ノ上2	R5.3.10	R5.3.22			
17	R3	谷内1					
18	R3	築ノ上3	R5.3.10	R5.3.22			○
19	R5	横石1					

※1 H工程の検査年月日を記載  
 ※2 ○: 区域内で国土調査法第19条5項を受けていない圃場整備地の該当地区